

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人九州工業大学の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 1 1 期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な部局等の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 国立大学法人等の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

業務監査を通じて、国立大学法人の業務が法令等に従って適正に実施されているかどうかについて及び、業務が中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に行われているかどうかについて調査したところ適切に実施されていました。

3. 国立大学法人等の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

業務方法書に基づく内部統制システムの整備及び運用については、平成 26 年度中に全学的に規則等の見直しを実施され業務方法書を改定するとともに、内部統制を推進する体制が整備されていることを確認しました。

4. 国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

5. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
該当ありません。

6. 財務諸表及び決算報告書に関する監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人九州工業大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 27年 6 月 18 日

国立大学法人九州工業大学

監 事

羽野 忠



監 事

赤木 博

